

# 流山市分別収集計画

(第11期：令和8年度～令和12年度)

令和7年8月

流山市

# 流山市分別収集計画

令和7年8月25日

## 1 計画策定の意義

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs（エスディージーズ））」は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、その中の一つとして「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」という廃棄物に関する目標は世界的にも重要視されています。

平成31年3月に策定した流山市一般廃棄物処理基本計画は、2019年から10年間を計画期間とし、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本コンセプトを基に、ごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていくことを掲げています。

流山市分別収集計画は、流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第8条を遵守し、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、本市における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物の減量及び資源の有効利用を促進することで、本市が目指す循環型社会の形成を図るもので



## 2 基本的方向

流山市は、国勢調査（2020）において、全国792市中、5年間、かつ5年増加率が全国トップとなっています。当然、人口増加に伴い、容器包装廃棄物を含め、廃棄物の排出量も増加することが予想されますが、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方を基に、流山市一般廃棄物処理基本計画に掲げたごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めています。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック製容器包装を排出される際に使用する指定収集袋も対象とします。

なお、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックを対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

見込み量は、令和5年度までの排出量の実績値と人口推計を基に算出しています。

(単位：トン)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	8,434	8,411	8,292	8,198	8,106
内訳	スチール製容器	233	234	232	231
	アルミ製容器	453	454	450	448
	無色のガラス製容器	663	665	659	655
	茶色のガラス製容器	516	517	513	510
	その他のガラス製容器	21	21	21	21
	飲料用紙製容器	289	290	287	285
	段ボール	2,102	2,108	2,090	2,077
	ペットボトル	600	594	582	572
	その他のプラスチック 製容器包装	3,557	3,528	3,458	3,399
製品プラスチック	—	—	—	—	—

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施します。

### (1) 循環型社会を目指したさらなる資源化

#### ① 発生抑制の推進

##### ⑦ プラザ館の活用（啓発）

不用布のリサイクルなどの各種体験講座を実施します。

ごみの減量・発生抑制に繋がる、おもちゃ・病院等民間団体の活動支

援のため、工芸室等の利用促進を図ります。

プラザ館にて、粗大ごみとして出された自転車や家具を修理・再生・販売し、市民等にリユースの一環として啓発します。

市が主催するガレージセールを通じて、廃棄するもの自体を減らすことの大切さの発信に努めます。

#### ① 廃棄物減量等推進員制度の有効活用

「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第8条により、各地域から推薦された方を廃棄物減量等推進員に委嘱し、地域の実情に合わせたごみの減量・資源化を図ります。

3R推進月間・食品ロス削減月間等の各種啓発強化期間において、自治会や地域コミュニティへの啓発に協力を求めていきます。

#### ② 事業系ごみの減量

「事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）」等をもとに、事業系ごみの減量・資源化を図るとともに、不適切な排出を行っている事業者に対して、必要な指導・助言を行います。

事業者が事業系ごみの減量を促進できる方法について研究を進め、啓発します。

流山市役所もごみ排出事業者であり、排出されるごみは分別や資源化を徹底し、ごみの減量を率先して進めます。

#### ③ 民間団体によるごみの減量・資源化活動の支援・啓発

啓発物資の支給や広報・ホームページへの掲載などを通じてリサイクル推進店の認定店舗を広く周知することで、循環型社会の形成を推進します。

今後は認定制度の拡張を図るとともに、ごみ減量・発生抑制に寄与する民間団体等と協働的な取り組みを行います。

（一社）日本リユース業協会に登録されている市内及び近隣市のリユースショップをホームページに掲載するなど、市民のリユースを促進します。

市民や民間団体が開催するフリーマーケット等イベントのより良い啓発支援に努めます。

紙ごみのリサイクルに知見を有する民間事業者等と連携し、効果的な紙ごみ減量・資源化の促進を図ります。

### ② 資源化の推進

#### ① 分別排出の徹底・分別方法の見直し

わかりやすい分別を啓発するとともに、資源物がどのようにリサイクルされているのかについても啓発することで、市民の分別への

意識向上と理解の醸成に努めます。

ごみ収集日や分別方法の周知等において、DXを推進し、利便性の向上やごみの減量・資源化等に関連した情報の積極的な発信に努めます。

ごみの減量に効果的な分別方法や資源化率の向上について、他市町村の先進事例を研究します。

資源化可能な古紙については、集団回収やリサイクル推進店等での排出を促すことで、効率的な古紙の資源化促進を図ります。

ごみ減量・資源化の効果を上げるため、わかりやすいごみ分別名称への変更や分別方法の見直しを検討し、市民への情報提供に努めます。

必要に応じて地域の協力を得ながら、家庭ごみの排出状況の分析に努めます。

食用油や紙おむつ等のリサイクル可能な品目の拡充について研究します。

#### ① 集団回収の適正支援

集団回収を推進するため、リサイクル団体への報償金や回収業者への奨励金などの支援を継続して実施します。

回収業者に対する奨励金は、今後も市場価格の変動等をもとに検討し、必要に応じて見直しを行います。

集団回収の利用を促すため、資源物に対しての分別意欲・関心の向上に努めます。また、資源化の効果についても啓発を行い、リサイクル団体の活動への助力となるよう努めます。

#### ② 事業者責任によるリサイクルの促進

多量排出事業者から提出されるごみ減量計画書などを通じ、まだリサイクルできるものがごみに含まれている場合には、さらなるリサイクルを促進します。

現在認定しているリサイクル推進店では事業者からの資源物を取り扱っている店舗もあるため、事業系廃棄物処理ガイドブック等を通じ情報提供を行い、リサイクルを促進します。

#### ③ プラスチックごみの分別徹底と再資源化

「容器包装プラスチック」として排出可能なものについて、わかりやすい分別の周知を徹底します。

リサイクル館に搬入された「容器包装プラスチック」をさらに有効利用するため、実態に即した施設改修を行い、資源化率向上を図ります。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応について研究します。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集に係る分別の区分は、下表の右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	—
主としてアルミ製の容器	—
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器
	茶色のガラス製容器
	その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	— (集団回収のみで対応)
主として段ボール製の容器	— (集団回収のみで対応)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を収集する際に使用する指定収集袋を含む。
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	—

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

当市における特定分別基準適合物等の回収量の見込みは、以下のとおりです。

## 【特定分別基準適合物の回収量の見込み】

(単位:トン)

容器包装廃棄物の種類		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器		233	234	232	231	229
主としてアルミ製の容器		453	454	450	448	445
無色のガラス製容器	合 計	663	665	659	655	651
	引渡量	—	—	—	—	—
	独自処理量	663	665	659	655	651
茶色のガラス製容器	合 計	516	517	513	510	507
	引渡量	—	—	—	—	—
	独自処理量	516	517	513	510	507
その他の色のガラス製容器	合 計	21	21	21	21	21
	引渡量	—	—	—	—	—
	独自処理量	21	21	21	21	21
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		289	290	287	285	284
主として段ボール製の容器		2,102	2,108	2,090	2,077	2,065
主として紙製の容器であつて上記以外のもの	合 計	—	—	—	—	—
	引渡量	—	—	—	—	—
	独自処理量	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合 計	600	594	582	572	563
	引渡量	—	—	—	—	—
	独自処理量	600	594	582	572	563
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	合 計	3,557	3,528	3,458	3,399	3,341
	引渡量	1,403	1,391	1,364	1,340	1,317
	独自処理量	2,154	2,137	2,094	2,059	2,024

(うち 白トレ イ)	合 計	-	-	-	-	-
	引渡量	-	-	-	-	-
	独自処 理量	-	-	-	-	-
製品プラスチッ ク（プラスチック 資源循環法に 基づく分別対象 物）	合 計	-	-	-	-	-
	引渡量	-	-	-	-	-
	独自処 理量	-	-	-	-	-

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物の収集実績を人口・日数で割り、各品目の原単位を求め、次の式により算出します。

【算定式】 原単位×各年度人口×年度日数／10<sup>6</sup>

また、各年度の将来人口は、令和5年度までの実績値をもとに、流山市総合計画（令和2年3月）の将来人口推計の比率に当てはめること等により推計します。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口(4月1日)	213,496人	213,874人	214,627人	214,131人	213,618人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集に係る基本的な事項は、下表のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	空きびん・空き缶	住民団体による 集団回収、公共 施設拠点回収	民間業者
アルミ製の容器			
ガラス製の容器（無色）			
ガラス製の容器（茶色）			
ガラス製の容器（その他色）			
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）		
段ボール製の容器	段ボール	市による定期収 集	市 (委託)
ペットボトル	ペットボトル		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包 装		

	※プラスチック製容器 包装を排出する際に使 用する指定収集袋を含 む。		
--	--	--	--

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に係る施設の整備に関する事項は、下表のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	空きびん・空き缶	麻袋	平ボディ 及び パッカー 車	民間業者
アルミ製の容器				
ガラス製の容器（無色）				
ガラス製の容器（茶色）				
ガラス製の容器（その他色）				
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）	結束	パッカー 車	リサイクルプラザ・ リサイクル館（選別・ 圧縮）
段ボール製の容器	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー 車	リサイクルプラザ・ リサイクル館（選別・ 圧縮）
その他のプラスチック製容器 包装	プラスチック製容器包 装 ※プラスチック製容器 包装を排出する際に使 用する指定収集袋を含 む。			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### （1）集団回収

本市では、資源物の回収について、平成24年度に行政回収を廃止し、再資源化に大きな役割を果たす集団回収へ一元化し、容器包装廃棄物（空きびん・空き缶、紙パック（飲料用）、段ボール）について活動団体に対し報償金を、回収業者に対しては奨励金をそれぞれ支給しています。